

## 綾瀬市社会福祉法人の指導監査結果等の公開に係る実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市社会福祉法人指導監査実施要綱第9条に基づき、社会福祉法人監査主管課が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）に係る指導監査の結果等（以下「監査結果等」という。）の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の目的)

第2条 法人の監査結果等の公開は、法人の健全な運営を促し、福祉サービス等を利用しようとする者のサービスの選択に資するとともに、市政の公平性及び透明性を確保することを目的とする。

(公開する情報)

第3条 公開する情報は、次のとおりとする。

(1) 法人の概要

ア 名称

イ 所在地

ウ 電話番号

エ 代表者の氏名

オ 法人の設立認可年月日

カ 役員の氏名

キ 実施する社会福祉事業

ク 施設を運営する法人にあつては、施設の種類、名称、事業開始年月日、所在地及び定員

(2) 指導監査の概要

ア 実施年月日

イ 定期指導監査、臨時指導監査又は特別指導監査の別

ウ 指摘内容の概要

エ 改善状況

2 前項第1号に掲げる事項は、法人から提出される現況報告書に基づき公開する。

(公開の時期)

第4条 公開の時期は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事項は、当該年度の8月を目途に公開する。

(2) 前条第1項第2号に掲げる事項は、当該指導監査を実施した日から4月を経過した日の翌月の1日を目途に公開する。

(公開内容の変更)

第5条 第3条第1項第2号エに掲げる改善状況については、公開した後に改善が確認された場合には、当該公開内容を変更するものとする

(公開の方法)

第6条 公開は、市ホームページに掲載するとともに、行政情報提供コーナーに配架することにより行う。

(実施細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導監査結果等の公開について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。